

農林土木委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条** 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

- 第2条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

(共通仕様書の読み替え)

- 第3条** 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(ウィークリースタンス)

- 第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
 - (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(履行報告)

- 第5条** 受注者は、履行状況を徳島県ホームページに掲載する様式に基づき毎月作成し、履行月の翌月5日までに監督員に提出しなければならない。なお、提出については、紙または電子メールにより行うこととし、電子メールを活用する場合は、次のとおりとする。
- 2 受注者は、様式18-1と電子メール様式18-2に必要事項を記入した後、電子メールに添付し監督員へ送信する。監督員は記載内容を確認し、電子メール様式18-2に確認年月日と発注者確認欄に氏名を入力した上で、受注者へPDF形式のファイルに変換し返信する。なお、受注者は電子メールで提出した様式を、再度紙媒体で提出する必要はない。

(本業務の特記仕様事項)

- 第6条** 本業務における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

地すべり対策工検討業務 特記仕様書

1 目的

三好市和田地区では、度重なる災害で、概成に向けた進捗が遅れている。
本業務は、過去に実施された業務報告書等を基に、差分解析等を行い、速やかな概成（概ね5年間程度）に向けた対策工の検討およびその設計を行うための基礎資料を作成することを目的とする。

2 業務の内容

(1) 測量図化

① 基準点測量

地すべりによる亀裂現象や構造物、設計を行う上で必要となる杭を世界測地系による現地測量によって設置測定する。また、過去に設置した現存する杭も世界測地系に併せる。

② 航空レーザ測量図化

航空レーザ測量データに基づき地形図を作成図化する。（15ha）

(2) 地すべり調査

① 定点観測

降雨時における湧水箇所を特定するために、定期的に自動で撮影する定点カメラを設置し観測する。

(3) 地質リスク調査

① 資料収集・整理および分析

当該地を対象とした過去（平成18年以降）に実施された地すべり調査報告書をはじめ、その他各種の資料を収集する。さらに、過去に実施された当該地を含む航空レーザ測量データも収集する。

異なる2時期（平成21年と令和元年）に実施された航空レーザ測量データに基づき作成した地形表現図から地形判読を行い、地すべりブロック等の判断を行う。

② 現地踏査

地形図をもって、地すべりによる亀裂状況の把握のほか、湧水、地質、構造物の変状などの詳細調査を行う。

なお、踏査範囲は地すべりによる崩壊斜面および下流の荒廃溪流を対象とした15haとする。

③ 地形判読

既航空レーザ測量データに基づき作成した地形表現図から地形判読を行い、地すべりブロック等の判断を行う。

④ 差分解析

異なる2時期に実施された航空レーザ測量データに基づき標高差分解析を行い、土砂の移動変化量を把握する。また、崩壊土砂量も試算する。